議員提出議案第10号

- 三田市議会の議決すべき事件等に関する条例の制定について
- 三田市議会の議決すべき事件等に関する条例を次のとおり定める。

平成24年6月26日提出

三田市議会議員 森 本 政 直 同 中 一 良 田 同 中 田初美 同 上 和 雄 野 同 坂 本 三 郎 同 松岡信生 家代岡 桂 子 同 同 前中敏弘

三田市条例第 号

三田市議会の議決すべき事件等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるものを除くほか、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第96条第2項及び三田市議会基本条例(平成24年三田市条例 第 号)第11条第2項の規定に基づく三田市議会(以下「議会」という。)が 議決すべき事件について、必要な事項を定めるものとする。

(議決すべき事件)

- 第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
 - (1) 三田市政の各分野における政策及び施策の基本的方向を定める計画のうち別表に掲げるものの策定、変更(軽微なものを除く。以下同じ。)又は廃止
 - (2) 三田まちづくり憲章の決定、変更又は廃止
 - (3) 都市宣言の制定、変更又は廃止
 - (4) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消
 - (5) 市花の決定、変更又は廃止
 - (6) 市木の決定、変更又は廃止

(議会への提案に至るまでの過程における報告)

第3条 市長は、前条第1号に規定する議会の議決すべき事件について、議会への 提案に至るまでの過程において策定の目的、変更の理由又は廃止の理由及びその 概要を議会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第4条 市長は、毎年度、第2条第1号の規定に基づき議決された計画の実施状況 を議会に報告しなければならない。

(市長への意見)

第5条 議会は、三田市を取り巻く社会経済情勢の変化等の理由により、第2条第 1号の規定に基づき議決された計画の変更又は廃止をする必要があると認めると きは、市長に対して意見を述べることができる。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

- (1) 都市計画に関する基本的な方針
- (2) 三田市環境基本計画
- (3) 三田市スポーツ推進基本計画
- (4) 次世代育成支援地域行動計画
- (5) 障害者福祉基本計画
- (6) 三田市高齢者保健福祉計画
- (7) 三田市介護保険事業計画
- (8) 教育振興基本計画